4　国家戦略中心市街地活性化事業に係る中心市街地の活性化に関する法律の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略中心市街地活性化事業の実施主体として定められた市町村が中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項の規定により作成する中心市街地活性化基本計画については、当該区域計画が内閣総理大臣による認定を受けた日において、同条第一〇項の内閣総理大臣の認定があったものとみなすこととした。（第二四条の三関係）

5　施行期日

この法律は、２の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（法律第三四号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）及び堆肥舎をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備について、継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと等を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であって、畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限、災害時の避難経路の確保並びに避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組について定めるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

3　畜舎建築利用計画の認定等

㈠　畜舎建築利用計画の認定

(1)　畜舎等について、その敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者（(4)において「申請者」という。）は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、これを当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができることとした。（第三条第一項関係）

(2)　畜舎建築利用計画には、畜舎等の種類・所在地・規模・間取り、畜舎等の敷地、構造及び建築設備、畜舎等の利用の方法等（その床面積が、主務省令で定める規模以下である畜舎等（(3)において「特例畜舎等」という。）にあっては、畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する事項を除く。）を記載しなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(3)　都道府県知事は、(1)の認定の申請に係る畜舎建築利用計画が技術基準及び利用基準等（特例畜舎等にあっては、技術基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をすることとした。（第三条第三項関係）

(4)　都道府県知事は、申請者が家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者に該当するとき等は、(1)の認定をしてはならないこととした。（第三条第四項関係）

㈡　基準適合義務等

認定畜舎等（㈠の(1)の認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等をいう。以下同じ。）の敷地、構造及び建築設備は、技術基準に適合するものでなければならないこととし、㈠の(1)の認定を受けた者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならず、また、認定畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のものとしてはならないこととした。（第七条関係）

㈢　建築基準法令の適用除外

認定畜舎等については、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用しないこととした。（第一二条関係）

4　雑則

この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とすることとし、この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすることとした。（第二三条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇デジタル社会形成基本法（法律第三五号）（内閣官房）

1　総則について定めることとした。

㈠　目的

この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（以下「情報通信技術を用いた情報の活用」という。）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいうこととした。（第二条関係）

2　基本理念について定めることとした。

㈠　全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現

デジタル社会の形成は、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならないこととした。（第三条関係）

㈡　経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化

デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、経済活動の促進、中小企業者その他の事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上、多様な事業の創出並